○那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成18年6月15日規則第23号

改正

平成22年3月31日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年 那須烏山市条例第21号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公募の方法)

- 第3条 条例第2条の規定による公募は、那須烏山市公告式条例(平成17年那須烏山市条例第10号) 第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市の発行する広報紙又は市のホームページへの掲載その 他市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 公募に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - (1) 公の施設の名称及び概要
 - (2) 申請することができる団体の資格
 - (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (4) 指定管理者として指定する期間
 - (5) 指定管理者の候補者の選定の方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(申請の資格)

- 第4条 前条第2項第2号の申請することができる団体の資格は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 公の施設の管理に当たり資格、免許等が必要な場合は、それらを有していること。
 - (2) 公の施設の管理に当たり当該公の施設の性質及び目的に応じた必要な条件を備えていること。
 - (3) 当該団体の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない団体でないこと。
 - (4) 当該団体が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11 第1項において準用する場合を含む。)の規定により市における一般競争入札等への参加を制限 されている団体でないこと。
 - (5) 当該団体の役員(法人でない団体にあっては、当該団体の代表者。以下同じ。)のうち次のいずれかに該当する者がある団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで の者
 - (6) 当該団体又は当該団体の役員に国税及び地方税並びに使用料その他の市の税外収入金の滞納がないこと。
 - (7) 当該団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- (8) その他適正な指定管理者を指定するために市長等が必要と認める事項
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(申請の手続)

- 第5条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記様式第1号)によるものとする。
- 2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 公の施設の管理に関する業務の事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 公の施設の管理に関する業務の収支予算書(別記様式第3号)
 - (3) 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (4) 団体の前事業年度の収支(損益)計算書、貸借対照表、財産目録等
 - (5) 団体の役員の名簿及び組織に関する事項について記載した書類
 - (6) 国税及び地方税の納税証明書並びに市税等納入状況確認承諾書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(候補者の選定)

第6条 市長等は、条例第4条の規定により候補者を選定しようとするときは、那須烏山市指定管理 者選定委員会設置及び運営規程(平成18年那須烏山市規程第25号)により設置された指定管理者選 定委員会に諮問し、その答申結果を尊重して選定するものとする。

追加〔平成22年規則35号〕

(選定等の通知)

- 第7条 市長等は、条例第4条の規定により候補者の選定をしたときは、指定管理者候補者選定通知書(別記様式第4号)により、候補者として選定しないときは、指定管理者候補者不選定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。
- 2 市長等は、条例第5条の規定により指定管理者の候補者の選定を取り消したときは、指定管理者 候補者選定取消通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(指定等の通知)

- 第8条 市長等は、候補者に選定した団体について、条例第7条第1項の規定により指定管理者に指定し同条第2項の告示をしたときは、指定管理者指定通知書(別記様式第7号)により、指定管理者に指定しないときは、指定管理者不指定通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(協定の内容)

- 第9条 条例第8条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 管理の業務に関する事項
 - (3) 利用料金に関する事項(利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。)
 - (4) 市が支払うべき管理費用に関する事項

- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理の業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理の業務を行うにあたって保有する情報の公開に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(変更事項の届出及び業務の休廃止)

- 第10条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定管理者変更事項届出書(別記様式第9号)によるものとする。
- 2 条例第11条第2項の規定により公の施設の管理の業務の休止又は廃止の承認を受けるときは、指定管理者業務休廃止承認申請書(別記様式第10号)を市長等に提出するものとする。
- 3 市長等は、前項の申請書を受理し、適当と認めたときは、指定管理者業務休廃止承認通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(事業報告書)

- 第11条 条例第12条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書(別記様式第12号)によるものとする。
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(指定の取消し等の通知)

- 第12条 市長等は、条例第14条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消し通知書(別記様式第13号)又は指定管理者業務停止命令通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

(様式の読替え)

第13条 この規則に規定する様式を教育委員会の所管に係る公の施設に適用する場合においては、当該様式中「那須烏山市長」とあるのは「那須烏山市教育委員会教育長」とする。

追加〔平成22年規則35号〕

(その他)

- 第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。
 - 一部改正〔平成22年規則35号〕

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の那須烏山市公の施設に係る指定管理者 の指定の手続等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に指定管理者の指定を受け ようとする団体について適用する。